

# ふるさと産業支援事業（後継者育成）実施要領

## 第1 趣旨

この実施要領は、ふるさと産業支援事業（後継者育成）補助金交付要綱（平成25年4月1日付第201300001115号鳥取県商工労働部長通知）の細目について定めるものとする。

## 第2 目的

鳥取県の歴史的、文化的財産である手仕事等の技術は、県民の貴重な財産であるが、担い手（後継者）不足により技術の伝承が危ぶまれている。

そこで、担い手となって技術を伝承する者を県内外に求め、技術を習得するための研修・滞在経費や、県内の国・県指定伝統工芸品製作の後継者等が行う中長期県外研修のために必要な経費などを支援することにより、技術の伝承と担い手の育成を図ることを目的とする。

## 第3 事業の内容

### 1 研修・滞在経費助成事業

#### （1）事業の目的

「研修従事者」に対して、研修、滞在に要する経費の一部を助成することにより、研修滞在中の負担を軽減する。

#### （2）事業主体

ア ふるさと産業（「因州和紙」「弓浜緋」「出雲石灯ろう」「倉吉緋」「陶磁器」「竹工」「酒造」「菓子」「木製家具」「建具」「クラフト」）の事業者（製造又は製造・販売を行う事業者。製造はせず販売のみ行う事業者は除く。）

イ 当該事業者に間接補助金を交付する市町村

#### （3）研修従事者の要件

下記の要件を全て満たすもの

- ・研修受入先において月に15日かつ120時間以上研修するもの
- ・研修開始時点において研修受入先において6月以上の研修実績を有するもの。ただし、知事が認める場合はその限りではない。
- ・プロ意識を持ち、事業終了後も当該事業の研修従事期間と同期間（この期間のことを、以下「定住研鑽期間」という。）以上鳥取県内に留まり、当該研修で習得した技術を活かした事業を生業としていく意思があること。

#### （4）研修受入先の要件

ふるさと産業（「因州和紙」「弓浜緋」「出雲石灯ろう」「倉吉緋」「陶磁器」「竹工」「酒造」「菓子」「木製家具」「建具」「クラフト」）の事業者（製造又は製造・販売を行う事業者。製造はせず販売のみ行う事業者は除く。（以下「受入先」という。））であり、下記のア、イのいずれかに該当するもの。ただし、イの特認要件に合致するか否かの判断に際しては、必要に応じて関係課の意見を参考にする。

##### ア 一般要件

下記のいずれかに指定されている品目を制作しているもの

- ・鳥取県文化財保護条例（昭和34年条例第50号）に基づき県教育委員会が指定する「鳥取県指定無形文化財」、「県指定無形民俗文化財」
- ・伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）に基づき経済産業大臣が指定する「伝統的工芸品」
- ・鳥取県郷土工芸品等指定要綱に基づき知事が指定する「鳥取県郷土工芸品等」

## イ 特認要件

アの一般要件に該当しないもののうち、下記の要件を全て満たすもの

- ・製造過程の主要部分が手工業的なもの
- ・伝統的な技術又は技法により製造されるもの
- ・伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるもの
- ・県内で製造されているもの
- ・後継者不足により将来的に技術の伝承が危ぶまれるもの

## (5) 事業内容

事業主体が、研修従事者に対して、研修期間に応じて支出する研修・滞在経費の1/2を助成する。ただし、全研修期間が1月に満たない日数の場合又は、研修・滞在経費助成事業のみの活用の場合には助成を行わない。

(単位：千円)

区 分	対象経費 (上限)	負 担 区 分	
		県	市町村、団体、 研修受入先
研修従事者1人当たりの助成額(月額)	100	50	50
同伴家族1人につき上乗せ(月額) ※県外在住の家族が県内に転居した場合のみ	30	15	15

## (6) 研修期間

病気、怪我、天災その他やむを得ない理由により研修ができないと商工労働部長が認めた期間を除いて通算した2年を上限とすることを原則とするが、2年の研修(この研修期間を、以下、「本研修期間」という。)を終了した者は研修期間を更に1年延長(この研修期間を、以下、「延長研修期間」という。)できるものとする。補助期間延長にあたっては、2年の研修が終了した時点において関係者で面談の上、延長の可否を判断する。

## (7) 補助金の支払い

ア 本研修期間及び延長研修期間は概算払が可能

イ その他

県直接補助の場合、研修受入先から研修従事者への補助金支給は、銀行振込の証明証により確認する。

## 2 研修受入助成事業

### (1) 事業の目的

研修従事者を受け入れて技術を指導する受入先に対して、助成を行う。

### (2) 事業主体

ア ふるさと産業(「因州和紙」「弓浜緋」「出雲石灯ろう」「倉吉緋」「陶磁器」「竹工」「酒造」「菓子」「木製家具」「建具」「クラフト」)の事業者(製造又は製造・販売を行う事業者。製造はせず販売のみ行う事業者は除く。)

イ 当該事業者に間接補助金を交付する市町村

### (3) 事業内容

事業主体が、研修受入先に対して、受入期間に応じて支出する受入助成額の1/2を助成する。ただし、受入先の代表者が研修従事者の3親等以内の親族である場合又は、全研修期間が1月に満たない場合は助成

を行わない。また、一定の研修環境を確保するため、研修受入助成事業のみの活用の場合も助成を行わない。さらに、同時期に2人以上の本補助事業を適用する研修従事者を受け入れることはできないものとする。

(単位：千円)

区 分	対象経費 (上限)	負 担 区 分	
		県	市町村、団体、 研修受入先
研修従事者1人当たりの受入助成額(月額)	50	25	25

(4) 研修期間

病気、怪我、天災その他やむを得ない理由により研修ができないと商工労働部長が認めた期間を除いて通算した2年を上限とすることを原則とするが、2年の研修(この研修期間を、以下、「本研修期間」という。)を終了した者は研修期間を更に1年延長(この研修期間を、以下、「延長研修期間」という。)できるものとする。補助期間延長にあたっては、2年の研修が終了した時点において関係者で面談の上、延長の可否を判断する。

(5) 補助金の支払い

本研修期間及び延長研修期間は概算払が可能

3 家賃助成事業

(1) 事業の目的

研修従事者が受入先の同一市町村に居住するために賃貸する住宅の家賃の助成を行い、負担軽減を図る。

(2) 事業主体

ア ふるさと産業(「因州和紙」「弓浜緋」「出雲石灯ろう」「倉吉緋」「陶磁器」「竹工」「酒造」「菓子」「木製家具」「建具」「クラフト」)の事業者(製造又は製造・販売を行う事業者。製造はせず販売のみ行う事業者は除く。)

イ 当該事業者に間接補助金を交付する市町村

(3) 事業内容

研修従事者が、受入先のある市町村とは別の市町村から、受入先のある市町村に転居した場合に、事業主体が研修期間に応じて支出する研修従事者の家賃助成の1/2を助成する。ただし、研修受入先の代表者が3親等以内の親族である場合又は、全研修期間が1月に満たない場合は助成を行わない。

(単位：千円)

区 分	対象経費 (上限)	負 担 区 分	
		県	市町村、団体、 研修受入先、研 修従事者
1戸当たり家賃助成額(月額)	20	10	10

(4) 研修期間

病気、怪我、天災その他やむを得ない理由により研修ができないと商工労働部長が認めた期間を除いて通算した2年を上限とすることを原則とするが、2年の研修(この研修期間を、以下、「本研修期間」という。)を終了した者は研修期間を更に1年延長(この研修期間を、以下、「延長研修期間」という。)できるものとする。補助期間延長にあたっては、2年の研修が終了した時点において関係者で面談の上、延長の可否を判断する。

(5) 補助金の支払い

本研修期間及び延長研修期間は概算払が可能

4 伝統産業人材育成県外派遣事業

(1) 事業の目的

県外での他産地・他分野の高度な技術・商品企画等の修得を促し、県内伝統工芸品振興を担う人材を育成するため、県内の国・県指定伝統工芸品製作の後継者等が行う中長期県外研修に対して、助成を行う。

(2) 事業主体 次のア～オのすべてに該当する者

ア 次のア～ウ（ア）～（ウ）のいずれかに該当する者であること。

（ア） 県内の国・県指定伝統工芸品の製作者又はその後継者

（イ） 市町村が県伝統工芸品の指定の推薦を内定している者の製作者（交付決定した日の属する年度末までに当該指定がされなかった者の製作者を除く。）又はその後継者

（ウ） 市町村が県伝統工芸士の認定の推薦を内定している者（交付決定した日の属する年度末までに当該指定がされなかった者を除く。）又はその後継者

イ 原則として50歳未満の者であること。

ウ 対象事業終了後は県内において、県内の国・県指定伝統工芸品製作の後継者として専門的に従事する意志を有する者であること。

エ 他の奨学金等の受給を受けていない者であること。

オ 事業所内研修等にて研修作業することで収入を得ない者であること。

(3) 対象事業 県内の国・県指定伝統工芸品製作に有効になる研修で次に掲げるもの。

ア 技術、デザイン等に関連する県外の専門学校、大学等への入学又は受講

イ 技術指導・教育を行う県外の事業所での実習

ウ その他知事が適当と認めた教育、研修の受講及び実習

(単位：千円)

区 分	助成額（定額）	助成の期間
研修従事者1人につき	50	1ヶ月～1年間 ただし、複数年度にわたる研修の場合は同一対象事業の同一者につき通算して2年間を助成期間の上限とする。

第4 事業の実施手続

1 事業主体は、様式第1号（研修滞在経費助成・受入助成事業）、様式第2号（家賃助成事業）又は様式第3号（伝統産業人材育成県外派遣事業）により、実施計画書を市場開拓局長に申請し、その承認を受けるものとする。

2 県は、実施計画書受理後、必要に応じて面接を実施するものとする。

3 実施計画書に変更が生じた場合は、前項の規定を準用するものとする。

4 研修・滞在経費助成事業、研修受入助成事業、家賃助成事業において、いずれかの事業を活用した受入先は、研修期間及び定住研鑽期間終了後1年6月は次の補助金申請ができない。

例) 研修期間2年の研修生は、研修期間2年+定住研鑽期間2年+1年6月=計5年6月  
この間は申請不可。

研修期間3年の研修生は、研修期間3年+定住研鑽期間3年+1年6月=計7年6月  
この間は申請不可。

## 第5 研修従事者の募集

研修従事者の募集は県・市町村・受入先が公募により行う。

## 第6 支援体制

- 1 県は、市町村と協力して事業の円滑な推進に努めるとともに、毎年度予算の範囲内において、別に定めるところにより事業の実施に要する経費について事業主体に補助するものとする。
- 2 市町村は、研修受入先の指導、関係機関との連携を図るとともに、事業の実施状況を把握し、事業の円滑な推進に努めるものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 手仕事担い手育成支援事業実施要領（平成24年4月1日付第201100193516号鳥取県商工労働部長通知。以下、「旧要領」という。）は、平成25年3月31日限り廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、旧要領の施行日前に交付決定をした補助金等については、なお従前の例による。

### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度採択事業から適用する。

### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度採択事業から適用する。

### 附 則

この要領は、平成31年3月25日から施行し、平成31年度採択事業から適用する。

### 附 則

この要領は、令和2年11月24日から施行し、令和2年度12月採択事業から適用する。

様

申請者 住所  
氏名 印

ふるさと産業支援事業（後継者育成）  
研修滞在経費助成・研修受入助成事業実施(変更)計画書

(フリガナ) 研修従事者 氏名	印	年齢 才、男・女
これまでの住所	電話	
〈県外に在住していた者が県内に転居した場合のみ記入〉 同 伴 者	無 ・ 有	
氏名・年齢		
研修中の 滞 在 先	住 所	電話
研 修 受 入 先	氏 名	印
	住 所	
	電 話 番 号	
研修開始予定年月日	年 月 日	
研修終了予定年月日	年 月 日	
主な研修内容、スケジュール		

様

申請者 住 所  
氏 名

印

ふるさと産業支援事業（後継者育成）  
家賃助成事業実施(変更)計画書

賃貸住宅の所有者	住所			
	氏名			
賃貸住宅所在地				
賃貸料（円／月額）				
賃貸料の負担内訳 （円／月額）	県	市町村・団体	受入先	研修従事者

添付書類：賃貸住宅所有者との賃貸契約書の写しを添付すること。

様

申請者 住 所

氏 名 印

ふるさと産業支援事業（後継者育成）  
伝統産業人材育成県外派遣事業（変更）計画書

氏 名			
生年月日	年 月 日		
住 所		電話	
申請者が後継者となる伝統工芸品の名称			
技術修得の受入先住所、名称			
当該年度の研修予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
研修予定期間（総計） （上記期間も含む）	年 月 日から 年 月 日まで		
研修の内容			